

**固定資産税の納税通知書を
5月16日(月)に発送します**

国税務課 資産税班
☎773・6668

納税通知書に同封する課税明細書は、確定申告時に、農業所得や不動産所得の必要経費（租税公課）の計算に役立ちます。令和5年の申告時期まで保管することをお勧めします。

家の税金が高くなる場合

納税通知書を発送後、「家の税金が高くなった」という問合せがあります。

これは、居住床面積280平方メートル以内の新築住宅の場合に、居住用部分の床面積120平方メートルまでの税額を、2分の1に減額する特例が3年間（長期優良住宅の場合は5年間）で終了するためです。

※平成30年（長期優良住宅の場合）は平成28年）に新築した住宅は、令和4年度から通常の税額で課税されます。**土地、家屋を売った、取り壊したのに課税されている場合** 固定資産税は、毎年1月1

日現在の登記簿上の所有者に課税されます。売買契約が終了しても、新しい所有者が登記を行っていない場合、前所有者に課税されます。

1月2日以降に取り壊した家屋も1年間課税されます。家屋を取り壊した場合は、税務課 資産税班までご連絡ください。

**弁護士による
無料法律相談**

内 消費生活センター
☎772・2541

内 マルチ商法や資格商法による消費者トラブル、多重債務、不動産、相続、離婚などの法律問題の相談。

日 5月19日(木)
午後1時30分～4時
会 塩沢市民センター
定 5人（1人約30分）

申 電話でご予約ください（受付：午前9時～午後4時）
付：申し込み時に相談員が概要を伺います。相談内容によっては、お受けできない場合があります

**「はかり」の定期検査を
受けましょう**

内 商工観光課 商工振興班
☎773・6665

売買などの取引や業務上の証明行為などに使用する「はかり」は、計量法で2年に1回の定期検査が義務付けられています。定期検査を受けていない「はかり」や不合格の「はかり」を使用すると、計量法で罰せられることがあります。

前回検査を受けた人と事業所に、事前調査書を送付します。必要事項を記入し、商工観光課へ返送してください。新しく事業を始めた人などは、事前調査書が届かない場合は、お問い合わせください。

定期検査対象の「はかり」例

- ・商店・露店・行商などで商品の計り売りに使用するもの
- ・病院・薬局などで薬の調剤用に使用するもの
- ・病院・医院・診療所・学校・幼稚園・保育園などで、健康診断、身体検査用に使用するもの（体重計）

令和4年度 特定計量器定期検査の日程

会場	期日	受付時間
コミュニティホール さわらび [浦佐5175-1]	6月20日(月)	・10:00～11:30 ・13:00～15:30
	6月21日(火)	
	6月22日(水)	
	6月23日(木)	
塩沢保健センター [塩沢1370-1]	6月24日(金)	9:00～11:30 (午前のみ)
	6月27日(月)	・10:00～11:30 ・13:00～15:30
	6月28日(火)	
	6月29日(水)	
6月30日(木)	9:00～11:30 (午前のみ)	

・運送業者などが、貨物運賃の算出などに使用するもの（宅配便の取次店を含む）
・農業・漁業などに従事する人が農産物・水産物などの売買や出荷のために使用するもの（農協などで再計量するものは除く）
・工場・事業所などで原材料の購入・製品の販売・出荷や納品検収用に使用するもの
・公共機関への報告や公共機関が行う統計の公表などに使用するもの
・大型計量器や土地、建物に固定された計量器を所有し

ている事業者（計量士による代検査の対象となります）
他 事前調査の結果で検査の対象となった人に、一般社団法人 新潟県計量協会から検査日のおおむね2週間前に検査通知書（検査日時・会場を明記したはがき）が届きます。検査手数料は、検査当日に現金でお支払いください。その場で領収書を交付します。
受験票を忘れた場合や都合により受験できなかった場合、新潟県計量協会（☎0256・36・2354）にご連絡ください。